A2 訪問型サービス（旧介護予防訪問介護相当）コード表 （処遇改善加算等については2024年5月まで）

小布施町
2024年4月改訂

（欄外の「限」は、支給限度額管理対象）

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目					合成単位数	算定単位	
A2	1111	訪問型独自サービス11	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合		(1)1週に1回程度の場合	事業対象者・要支援1・要支援2		1,176	1月につき	限
A2	2111	訪問型独自サービス11日割			1,176単位	日割の場合 ÷ 30.4日	39単位	39	1日につき	限
A2	1211	訪問型独自サービス12			(2)1週に2回程度の場合	事業対象者・要支援1・要支援2		2,349	1月につき	限
A2	2211	訪問型独自サービス12日割			2,349単位	日割の場合 ÷ 30.4日	77単位	77	1日につき	限
A2	1321	訪問型独自サービス13			(3)1週に2回を超える程度の場合	事業対象者・要支援2		3,727	1月につき	限
A2	2321	訪問型独自サービス13日割			3,727単位	日割の場合 ÷ 30.4日	123単位	123	1日につき	限
A2	2411	訪問型独自サービス21	ロ 1月当たりの回数を定める場合（月当たり上限単位数：3,645単位）		(1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合		287単位	287	1回につき	限
A2	2511	訪問型独自サービス22			(2)生活援助が中心である場合	(一)所要時間20分以上45分未満の場合	179単位	179		限
A2	2621	訪問型独自サービス23				(二)所要時間45分以上の場合	220単位	220		限
A2	1411	訪問型独自短時間サービス			(3)短時間の身体介護が中心である場合		163単位	163		限
A2	C211	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11	高齢者虐待防止措置未実施減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合		12単位減算	−12	1月につき	限
A2	C220	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割				日割の場合 ÷ 30.4日	1単位減算	−1	1日につき	限
A2	C212	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12			(2)1週に2回程度の場合		23単位減算	−23	1月につき	限
A2	C213	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割				日割の場合 ÷ 30.4日	1単位減算	−1	1日につき	限
A2	C214	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13			(3)1週に2回を超える程度の場合		37単位減算	−37	1月につき	限
A2	C215	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13日割				日割の場合 ÷ 30.4日	1単位減算	−1	1日につき	限
A2	C216	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算21		ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1)標準的な内容の指定相当　訪問型サービスである場合		3単位減算	−3	1回につき	限
A2	C217	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算22			(2)生活援助が中心である場合	(一)所要時間20分以上45分未満の場合	2単位減算	−2		限
A2	C218	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算23				(二)所要時間45分以上の場合	2単位減算	−2		限
A2	C219	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算短時間			(3)短時間の身体介護が中心である場合		2単位減算	−2		限
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者等にサービスを行う場合		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合		所定単位数の 10%減算		1月につき	
A2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算2			事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合		所定単位数の 15%減算			
A2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算3			同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合		所定単位数の 12%減算			
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算				所定単位数の 15%加算		1月につき	
A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割					所定単位数の 15%加算		1日につき	
A2	8002	訪問型独自サービス特別地域加算回数					所定単位数の 15%加算		1回につき	
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算				所定単位数の 10%加算		1月につき	
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割					所定単位数の 10%加算		1日につき	
A2	8102	訪問型独自サービス小規模事業所加算回数					所定単位数の 10%加算		1回につき	
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算				所定単位数の 5%加算		1月につき	
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算日割					所定単位数の 5%加算		1日につき	
A2	8112	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算回数					所定単位数の 5%加算		1回につき	

サービスコード 種類	項目	サービス内容略称	算定項目			合成単位数	算定単位	
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	ハ 初回加算		200単位加算	200	1月につき	限
A2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ニ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100単位加算	100	1月につき	限
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位加算	200		限
A2	6102	訪問型独自口腔連携強化加算	ホ 口腔連携強化加算		50単位加算	50	1回につき	限
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ヘ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 137/1000加算		1月につき	
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 100/1000加算			
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 55/1000加算			
A2	6278	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ	ト 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 63/1000加算		1月につき	
A2	6279	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 42/1000加算			
A2	6281	訪問型独自サービスベースアップ等支援加算	チ 介護職員等ベースアップ等支援加算		所定単位数の 24/1000加算		1月につき	

A3 訪問型サービスA(訪問型基準緩和サービス) コード表 (2024年5月まで)

小布施町
2023年7月改訂

(欄外の「限」は、支給限度額管理対象)

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目			給付率	合成単位数	算定単位	
A3	1101	訪問援助サービスⅠ	訪問援助サービス(30分以上60分程度)	事業対象者・要支援1・2	A 227単位	90%	227	1回につき	限
A3	1102					80%	227		
A3	1103					70%	227		
A3	1151	訪問援助サービスⅠ・処Ⅰ	介護職員処遇改善加算	Aに対する介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の 137/1000加算	90%	31	1回につき	
A3	1152					80%	31		
A3	1153					70%	31		
A3	1154	訪問援助サービスⅠ・処Ⅱ			(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の 100/1000加算	90%	23		
A3	1155					80%	23		
A3	1156					70%	23		
A3	1157	訪問援助サービスⅠ・処Ⅲ			(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 所定単位数の 55/1000加算	90%	12		
A3	1158					80%	12		
A3	1159					70%	12		
A3	1501	訪問援助サービスⅠ・特処Ⅰ	介護職員特定処遇改善加算	Aに対する介護職員特定処遇改善加算	(1)介護職員特定処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の 63/1000加算	90%	14	1回につき	
A3	1502					80%	14		
A3	1503					70%	14		
A3	1504	訪問援助サービスⅠ・特処Ⅱ			(2)介護職員特定処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の 42/1000加算	90%	10		
A3	1505					80%	10		
A3	1506					70%	10		
A3	1601	訪問援助サービスⅠ・ベア	介護職員等ベースアップ等支援加算	Aに対する介護職員等ベースアップ等支援加算 所定単位数の 24/1000加算		90%	5	1回につき	
A3	1602					80%	5		
A3	1603					70%	5		
A3	1111	訪問援助サービスⅠ・同	訪問援助サービス(30分以上60分程度)	事業対象者・要支援1・2	B 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	90%	204	1回につき	限
A3	1112					80%	204		
A3	1113					70%	204		
A3	1166	訪問援助サービスⅠ・同・処Ⅰ	介護職員処遇改善加算	Bに対する介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の 137/1000加算	90%	28	1回につき	
A3	1167					80%	28		
A3	1168					70%	28		
A3	1169	訪問援助サービスⅠ・同・処Ⅱ			(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の 100/1000加算	90%	20		
A3	1170					80%	20		
A3	1171					70%	20		
A3	1172	訪問援助サービスⅠ・同・処Ⅲ			(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 所定単位数の 55/1000加算	90%	11		
A3	1173					80%	11		
A3	1174					70%	11		
A3	1507	訪問援助サービスⅠ・同・特処Ⅰ	介護職員特定処遇改善加算	Bに対する介護職員特定処遇改善加算	(1)介護職員特定処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の 63/1000加算	90%	13	1回につき	
A3	1508					80%	13		
A3	1509					70%	13		
A3	1510	訪問援助サービスⅠ・同・特処Ⅱ			(2)介護職員特定処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の 42/1000加算	90%	9		
A3	1511					80%	9		
A3	1512					70%	9		
A3	1610	訪問援助サービスⅠ・同・ベア	介護職員等ベースアップ等支援加算	Bに対する介護職員等ベースアップ等支援加算 所定単位数の 24/1000加算		90%	5	1回につき	
A3	1611					80%	5		
A3	1612					70%	5		

サービスコード 種類	項目	サービス内容略称	算定項目			給付率	合成単位数	算定単位	
A3	1201	訪問援助サービスⅡ	訪問援助サービス（15分以上30分程度）	事業対象者・要支援1・2	C 142単位	90%	142	1回につき	限
A3	1202					80%	142		
A3	1203					70%	142		
A3	1251	訪問援助サービスⅡ・処Ⅰ	介護職員処遇改善加算	Cに対する介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の 137/1000加算	90%	19	1回につき	
A3	1252					80%	19		
A3	1253					70%	19		
A3	1254	訪問援助サービスⅡ・処Ⅱ			(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の 100/1000加算	90%	14		
A3	1255					80%	14		
A3	1256					70%	14		
A3	1257	訪問援助サービスⅡ・処Ⅲ			(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 所定単位数の 55/1000加算	90%	8		
A3	1258					80%	8		
A3	1259					70%	8		
A3	1513	訪問援助サービスⅡ・特処Ⅰ	介護職員特定処遇改善加算	Cに対する介護職員特定処遇改善加算	(1)介護職員特定処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の 63/1000加算	90%	9	1回につき	
A3	1514					80%	9		
A3	1515					70%	9		
A3	1516	訪問援助サービスⅡ・特処Ⅱ			(2)介護職員特定処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の 42/1000加算	90%	6		
A3	1517					80%	6		
A3	1518					70%	6		
A3	1604	訪問援助サービスⅡ・ベア	介護職員等ベースアップ等支援加算	Cに対する介護職員等ベースアップ等支援加算 所定単位数の 24/1000加算		90%	3	1回につき	
A3	1605					80%	3		
A3	1606					70%	3		
A3	1211	訪問援助サービスⅡ・同	訪問援助サービス（15分以上30分程度）	事業対象者・要支援1・2	D 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	90%	128	1回につき	限
A3	1212					80%	128		
A3	1213					70%	128		
A3	1266	訪問援助サービスⅡ・同・処Ⅰ	介護職員処遇改善加算	Dに対する介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の 137/1000加算	90%	18	1回につき	
A3	1267					80%	18		
A3	1268					70%	18		
A3	1269	訪問援助サービスⅡ・同・処Ⅱ			(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の 100/1000加算	90%	13		
A3	1270					80%	13		
A3	1271					70%	13		
A3	1272	訪問援助サービスⅡ・同・処Ⅲ			(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 所定単位数の 55/1000加算	90%	7		
A3	1273					80%	7		
A3	1274					70%	7		
A3	1519	訪問援助サービスⅡ・同・特処Ⅰ	介護職員特定処遇改善加算	Dに対する介護職員特定処遇改善加算	(1)介護職員特定処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の 63/1000加算	90%	8	1回につき	
A3	1520					80%	8		
A3	1521					70%	8		
A3	1522	訪問援助サービスⅡ・同・特処Ⅱ			(2)介護職員特定処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の 42/1000加算	90%	5		
A3	1523					80%	5		
A3	1524					70%	5		
A3	1613	訪問援助サービスⅡ・同・ベア	介護職員等ベースアップ等支援加算	Dに対する介護職員等ベースアップ等支援加算 所定単位数の 24/1000加算		90%	3	1回につき	
A3	1614					80%	3		
A3	1615					70%	3		

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目				給付率	合成単位数	算定単位
A3	1301	初回加算	初回加算	（事業対象者⇔要支援は対象外）		200単位加算	90%	200	1月につき
A3	1302						80%	200	
A3	1303						70%	200	
A3	1351	初回加算・処Ⅰ	介護職員処遇改善加算	介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 137/1000加算	90%	27	1月につき
A3	1352						80%	27	
A3	1353						70%	27	
A3	1354	初回加算・処Ⅱ			(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 100/1000加算	90%	20	
A3	1355						80%	20	
A3	1356						70%	20	
A3	1357	初回加算・処Ⅲ			(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 55/1000加算	90%	11	
A3	1358						80%	11	
A3	1359						70%	11	
A3	1525	初回加算・特処Ⅰ	介護職員特定処遇改善加算	介護職員特定処遇改善加算	(1)介護職員特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 63/1000加算	90%	13	1月につき
A3	1526						80%	13	
A3	1527						70%	13	
A3	1528	初回加算・特処Ⅱ			(2)介護職員特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 42/1000加算	90%	8	
A3	1529						80%	8	
A3	1530						70%	8	
A3	1607	初回加算・ベア	介護職員等ベースアップ等支援加算	介護職員等ベースアップ等支援加算		所定単位数の 24/1000加算	90%	5	1月につき
A3	1608						80%	5	
A3	1609						70%	5	

限

A6 通所型サービス（旧介護予防通所介護相当）コード表 （処遇改善加算等については2024年5月まで）

小布施町
2024年4月改訂

（欄外の「限」は、支給限度額管理対象）

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目					合成単位数	算定単位	
A6	1111	通所型独自サービス11	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1			1,798単位	1,798	1月につき	限
A6	1112	通所型独自サービス11日割				日割の場合 ÷ 30.4日	59単位	59	1日につき	限
A6	1121	通所型独自サービス12		事業対象者・要支援2			3,621単位	3,621	1月につき	限
A6	1122	通所型独自サービス12日割				日割の場合 ÷ 30.4日	119単位	119	1日につき	限
A6	1113	通所型独自サービス21	ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで			436単位	436	1回につき	限
A6	1123	通所型独自サービス22		事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で8回まで			447単位	447		限
A6	C211	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算11	高齢者虐待防止措置未実施減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1		18単位減算	−18	1月につき	限
A6	C212	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割				日割の場合 ÷ 30.4日	1単位減算	−1	1日につき	限
A6	C213	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算12			事業対象者・要支援2		36単位減算	−36	1月につき	限
A6	C214	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割				日割の場合 ÷ 30.4日	1単位減算	−1	1日につき	限
A6	C215	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算21		ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1		4単位減算	−4	1回につき	限
A6	C216	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算22			事業対象者・要支援2		4単位減算	−4		限
A6	D211	通所型独自業務継続計画未策定減算11	業務継続計画未策定減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1		18単位減算	−18	1月につき	限
A6	D212	通所型独自業務継続計画未策定減算11日割				日割の場合 ÷ 30.4日	1単位減算	−1	1日につき	限
A6	D213	通所型独自業務継続計画未策定減算12			事業対象者・要支援2		36単位減算	−36	1月につき	限
A6	D214	通所型独自業務継続計画未策定減算12日割				日割の場合 ÷ 30.4日	1単位減算	−1	1日につき	限
A6	D215	通所型独自業務継続計画未策定減算21		ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1		4単位減算	−4	1回につき	限
A6	D216	通所型独自業務継続計画未策定減算22			事業対象者・要支援2		4単位減算	−4		限
A6	8110	通所型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算				所定単位数の 5% 加算		1月につき	
A6	8111	通所型独自サービス中山間地域等加算日割					所定単位数の 5% 加算		1日につき	
A6	8112	通所型独自サービス中山間地域等加算回数					所定単位数の 5% 加算		1回につき	
A6	6105	通所型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一の建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス（独自）を行う場合	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1		376単位減算	−376	1月につき	
A6	6106	通所型独自サービス同一建物減算2			事業対象者・要支援2		752単位減算	−752		
A6	6207	通所型独自サービス同一建物減算3		ロ 1月当たりの回数を定める場合			94単位減算	−94	1回につき	
A6	5612	通所型独自送迎減算	事業所が送迎を行わない場合				47単位減算	−47	片道につき	限
A6	5010	通所型独自生活向上グループ活動加算	ハ 生活機能向上グループ活動加算				100単位加算	100	1月につき	限
A6	5002	通所型独自サービス運動器機能向上加算	ハ 運動器機能向上加算				225単位加算	225	1月につき	限
A6	6109	通所型独自サービス若年性認知症受入加算	ニ 若年性認知症利用者受入加算				240単位加算	240	1月につき	限
A6	6116	通所型独自サービス栄養アセスメント加算	ホ 栄養アセスメント加算				50単位加算	50	1月につき	限
A6	5003	通所型独自サービス栄養改善加算	ヘ 栄養改善加算				200単位加算	200	1月につき	限
A6	5004	通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅰ	ト 口腔機能向上加算	(1)口腔機能向上加算（Ⅰ）			150単位加算	150	1月につき	限
A6	5011	通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅱ		(2)口腔機能向上加算（Ⅱ）			160単位加算	160		限
A6	6310	通所型独自一体的サービス提供加算	チ 一体的サービス提供加算				480単位加算	480	1月につき	限
A6	5006	通所型独自複数サービス実施加算Ⅰ1	チ 選択的サービス複数実施加算	(1)選択的サービス複数実施加算（Ⅰ）	運動器機能向上及び栄養改善		480単位加算	480	1月につき	限
A6	5007	通所型独自複数サービス実施加算Ⅰ2			運動器機能向上及び口腔機能向上		480単位加算	480		限
A6	5008	通所型独自複数サービス実施加算Ⅰ3			栄養改善及び口腔機能向上		480単位加算	480		限
A6	5009	通所型独自複数サービス実施加算Ⅱ		(2)選択的サービス複数実施加算（Ⅱ）	運動器機能向上、栄養改善及び口腔機能向上		700単位加算	700		限
A6	5005	通所型独自サービス事業所評価加算	リ 事業所評価加算				120単位加算	120	1月につき	限

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目				合成単位数	算定単位	
A6	6011	通所型独自サービス提供体制加算Ⅰ1	リ サービス提供体制強化加算	(1)サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	事業対象者・要支援1	88単位加算	88	1月につき	
A6	6012	通所型独自サービス提供体制加算Ⅰ2			事業対象者・要支援2	176単位加算	176		
A6	6107	通所型独自サービス提供体制加算Ⅱ1		(2)サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	事業対象者・要支援1	72単位加算	72		
A6	6108	通所型独自サービス提供体制加算Ⅱ2			事業対象者・要支援2	144単位加算	144		
A6	6103	通所型独自サービス提供体制加算Ⅲ1		(3)サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	事業対象者・要支援1	24単位加算	24		
A6	6104	通所型独自サービス提供体制加算Ⅲ2			事業対象者・要支援2	48単位加算	48		
A6	4001	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ヌ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)(3月に1回を限度)		100単位加算	100	1月につき	限
A6	4002	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)		200単位加算	200		限
A6	4003	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ2			運動器機能向上加算を算定している場合	100単位加算	100		
A6	6200	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅰ	ル 口腔・栄養スクリーニング加算	(1)口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)(6月に1回を限度)		20単位加算	20	1回につき	限
A6	6201	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅱ		(2)口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)(6月に1回を限度)		5単位加算	5		限
A6	6311	通所型独自サービス科学的介護推進体制加算	ヲ 科学的介護推進体制加算			40単位加算	40	1月につき	限
A6	6100	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ワ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)		所定単位数の 59/1000 加算		1月につき	
A6	6110	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)		所定単位数の 43/1000 加算			
A6	6111	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)		所定単位数の 23/1000 加算			
A6	6118	通所型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ	カ 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)		所定単位数の 12/1000 加算		1月につき	
A6	6119	通所型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)		所定単位数の 10/1000 加算			
A6	6114	通所型独自サービスベースアップ等支援加算	ヨ 介護職員等ベースアップ等支援加算			所定単位数の 11/1000 加算		1月につき	

※業務継続計画未策定減算については、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの間適用しません。

定員超過の場合

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目				合成単位数	算定単位	
A6	8001	通所型独自サービス11・定超	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	1,259単位	定員超過の場合 × 70%	1,259	1月につき	限
A6	8002	通所型独自サービス11日割・定超			41単位		41	1日につき	限
A6	8011	通所型独自サービス12・定超		事業対象者・要支援2	2,535単位		2,535	1月につき	限
A6	8012	通所型独自サービス12日割・定超			83単位		83	1日につき	限
A6	8003	通所型独自サービス21・定超	ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	305単位		305	1回につき	限
A6	8013	通所型独自サービス22・定超		事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で8回まで	313単位		313		限

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目				合成単位数	算定単位	
A6	9001	通所型独自サービス11・人欠	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	1,259単位	看護・介護職員が欠員の場合 × 70%	1,259	1月につき	限
A6	9002	通所型独自サービス11日割・人欠			41単位		41	1日につき	限
A6	9011	通所型独自サービス12・人欠		事業対象者・要支援2	2,535単位		2,535	1月につき	限
A6	9012	通所型独自サービス12日割・人欠			83単位		83	1日につき	限
A6	9003	通所型独自サービス21・人欠	ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	305単位		305	1回につき	限
A6	9013	通所型独自サービス22・人欠		事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で8回まで	313単位		313		限

A7 通所型サービスA(通所型基準緩和サービス) コード表 (2024年5月まで)

小布施町
2023年7月改訂

(欄外の「限」は、支給限度額管理対象)

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目			給付率	合成単位数	算定単位	
A7	1051	予防支援通所サービスⅠ	予防支援通所サービス(入浴あり) 327単位	事業対象者、要支援1･2	A 入浴ありの場合	90%	327	1回につき	限
A7	1052					80%	327		
A7	1505					70%	327		
A7	1055	予防支援通所サービスⅠ・送Ⅰ			C Aで片道の送迎ない場合(43単位減算)	90%	284	1回につき	限
A7	1056					80%	284		
A7	1507					70%	284		
A7	1057	予防支援通所サービスⅠ・送Ⅱ			D Aで往復の送迎ない場合(86単位減算)	90%	241	1回につき	限
A7	1058					80%	241		
A7	1508					70%	241		
A7	1059	予防支援通所サービスⅠ・処Ⅰ	介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	Aの所定単位数の 59/1000加算	90%	19	1回につき	
A7	1060					80%	19		
A7	1509					70%	19		
A7	1061	予防支援通所サービスⅠ・処Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	Aの所定単位数の 43/1000加算	90%	14	1回につき	
A7	1062					80%	14		
A7	1510					70%	14		
A7	1063	予防支援通所サービスⅠ・処Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	Aの所定単位数の 23/1000加算	90%	8	1回につき	
A7	1064					80%	8		
A7	1511					70%	8		
A7	1701	予防支援通所サービスⅠ・特処Ⅰ	介護職員特定処遇改善加算	(1)介護職員特定処遇改善加算(Ⅰ)	Aの所定単位数の 12/1000加算	90%	4	1回につき	
A7	1702					80%	4		
A7	1703					70%	4		
A7	1704	予防支援通所サービスⅠ・特処Ⅱ		(2)介護職員特定処遇改善加算(Ⅱ)	Aの所定単位数の 10/1000加算	90%	3	1回につき	
A7	1705					80%	3		
A7	1706					70%	3		
A7	1901	予防支援通所サービスⅠ・ベア	介護職員等ベースアップ等支援加算		Aの所定単位数の 11/1000加算	90%	4	1回につき	
A7	1902					80%	4		
A7	1903					70%	4		
A7	1091	予防支援通所サービスⅠ・送Ⅰ・処Ⅰ	介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	Cの所定単位数の 59/1000加算	90%	17	1回につき	
A7	1092					80%	17		
A7	1519					70%	17		
A7	1093	予防支援通所サービスⅠ・送Ⅰ・処Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	Cの所定単位数の 43/1000加算	90%	12	1回につき	
A7	1094					80%	12		
A7	1520					70%	12		
A7	1095	予防支援通所サービスⅠ・送Ⅰ・処Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	Cの所定単位数の 23/1000加算	90%	7	1回につき	
A7	1096					80%	7		
A7	1521					70%	7		
A7	1713	予防支援通所サービスⅠ・送Ⅰ・特処Ⅰ	介護職員特定処遇改善加算	(1)介護職員特定処遇改善加算(Ⅰ)	Cの所定単位数の 12/1000加算	90%	3	1回につき	
A7	1714					80%	3		
A7	1715					70%	3		
A7	1716	予防支援通所サービスⅠ・送Ⅰ・特処Ⅱ		(2)介護職員特定処遇改善加算(Ⅱ)	Cの所定単位数の 10/1000加算	90%	3	1回につき	
A7	1717					80%	3		
A7	1718					70%	3		
A7	1904	予防支援通所サービスⅠ・送Ⅰ・ベア	介護職員等ベースアップ等支援加算		Cの所定単位数の 11/1000加算	90%	3	1回につき	
A7	1905					80%	3		
A7	1906					70%	3		

サービスコード 種類	項目	サービス内容略称	算定項目			給付率	合成単位数	算定単位	
A7	1111	予防支援通所サービスⅠ・送Ⅱ・処Ⅰ	介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	Dの所定単位数の 59/1000加算	90%	14	1回につき	
A7	1112					80%	14		
A7	1524					70%	14		
A7	1113	予防支援通所サービスⅠ・送Ⅱ・処Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	Dの所定単位数の 43/1000加算	90%	10	1回につき	
A7	1114					80%	10		
A7	1525					70%	10		
A7	1115	予防支援通所サービスⅠ・送Ⅱ・処Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	Dの所定単位数の 23/1000加算	90%	6	1回につき	
A7	1116					80%	6		
A7	1526					70%	6		
A7	1719	予防支援通所サービスⅠ・送Ⅱ・特処Ⅰ	介護職員特定処遇改善加算	(1)介護職員特定処遇改善加算(Ⅰ)	Dの所定単位数の 12/1000加算	90%	3	1回につき	
A7	1720					80%	3		
A7	1721					70%	3		
A7	1722	予防支援通所サービスⅠ・送Ⅱ・特処Ⅱ		(2)介護職員特定処遇改善加算(Ⅱ)	Dの所定単位数の 10/1000加算	90%	2	1回につき	
A7	1723					80%	2		
A7	1724					70%	2		
A7	1907	予防支援通所サービスⅠ・送Ⅱ・ベア	介護職員等ベースアップ等支援加算		Dの所定単位数の 11/1000加算	90%	3	1回につき	
A7	1908					80%	3		
A7	1909					70%	3		
A7	1131	予防支援通所サービスⅡ	予防支援通所サービス(入浴なし) 276単位	事業対象者、要支援1･2	E 入浴なしの場合	90%	276	1回につき	限
A7	1132					80%	276		
A7	1529					70%	276		
A7	1135	予防支援通所サービスⅡ・送Ⅰ			G Eで片道の送迎ない場合(43単位減算)	90%	233	1回につき	限
A7	1136					80%	233		
A7	1531					70%	233		
A7	1137	予防支援通所サービスⅡ・送Ⅱ			H Eで往復の送迎ない場合(86単位減算)	90%	190	1回につき	限
A7	1138					80%	190		
A7	1532					70%	190		
A7	1139	予防支援通所サービスⅡ・処Ⅰ	介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	Eの所定単位数の 59/1000加算	90%	16	1回につき	
A7	1140					80%	16		
A7	1533					70%	16		
A7	1141	予防支援通所サービスⅡ・処Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	Eの所定単位数の 43/1000加算	90%	12	1回につき	
A7	1142					80%	12		
A7	1534					70%	12		
A7	1143	予防支援通所サービスⅡ・処Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	Eの所定単位数の 23/1000加算	90%	6	1回につき	
A7	1144					80%	6		
A7	1535					70%	6		
A7	1725	予防支援通所サービスⅡ・特処Ⅰ	介護職員特定処遇改善加算	(1)介護職員特定処遇改善加算(Ⅰ)	Eの所定単位数の 12/1000加算	90%	3	1回につき	
A7	1726					80%	3		
A7	1727					70%	3		
A7	1728	予防支援通所サービスⅡ・特処Ⅱ		(2)介護職員特定処遇改善加算(Ⅱ)	Eの所定単位数の 10/1000加算	90%	3	1回につき	
A7	1729					80%	3		
A7	1730					70%	3		
A7	1910	予防支援通所サービスⅡ・ベア	介護職員等ベースアップ等支援加算		Eの所定単位数の 11/1000加算	90%	3	1回につき	
A7	1911					80%	3		
A7	1912					70%	3		

サービスコード 種類	項目	サービス内容略称	算定項目			給付率	合成単位数	算定単位
A7	1171	予防支援通所サービスⅡ・送Ⅰ・処Ⅰ	介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	Gの所定単位数の 59/1000加算	90%	14	1回につき
A7	1172					80%	14	
A7	1543					70%	14	
A7	1173	予防支援通所サービスⅡ・送Ⅰ・処Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	Gの所定単位数の 43/1000加算	90%	10	1回につき
A7	1174					80%	10	
A7	1544					70%	10	
A7	1175	予防支援通所サービスⅡ・送Ⅰ・処Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	Gの所定単位数の 23/1000加算	90%	5	1回につき
A7	1176					80%	5	
A7	1545					70%	5	
A7	1737	予防支援通所サービスⅡ・送Ⅰ・特処Ⅰ	介護職員特定処遇改善加算	(1)介護職員特定処遇改善加算(Ⅰ)	Gの所定単位数の 12/1000加算	90%	3	1回につき
A7	1738					80%	3	
A7	1739					70%	3	
A7	1740	予防支援通所サービスⅡ・送Ⅰ・特処Ⅱ		(2)介護職員特定処遇改善加算(Ⅱ)	Gの所定単位数の 10/1000加算	90%	2	1回につき
A7	1741					80%	2	
A7	1742					70%	2	
A7	1913	予防支援通所サービスⅡ・送Ⅰ・ベア	介護職員等ベースアップ等支援加算		Gの所定単位数の 11/1000加算	90%	3	1回につき
A7	1914					80%	3	
A7	1915					70%	3	
A7	1191	予防支援通所サービスⅡ・送Ⅱ・処Ⅰ	介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	Hの所定単位数の 59/1000加算	90%	11	1回につき
A7	1192					80%	11	
A7	1548					70%	11	
A7	1193	予防支援通所サービスⅡ・送Ⅱ・処Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	Hの所定単位数の 43/1000加算	90%	8	1回につき
A7	1194					80%	8	
A7	1549					70%	8	
A7	1195	予防支援通所サービスⅡ・送Ⅱ・処Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	Hの所定単位数の 23/1000加算	90%	4	1回につき
A7	1196					80%	4	
A7	1550					70%	4	
A7	1743	予防支援通所サービスⅡ・送Ⅱ・特処Ⅰ	介護職員特定処遇改善加算	(1)介護職員特定処遇改善加算(Ⅰ)	Hの所定単位数の 12/1000加算	90%	2	1回につき
A7	1744					80%	2	
A7	1745					70%	2	
A7	1746	予防支援通所サービスⅡ・送Ⅱ・特処Ⅱ		(2)介護職員特定処遇改善加算(Ⅱ)	Hの所定単位数の 10/1000加算	90%	2	1回につき
A7	1747					80%	2	
A7	1748					70%	2	
A7	1916	予防支援通所サービスⅡ・送Ⅱ・ベア	介護職員等ベースアップ等支援加算		Hの所定単位数の 11/1000加算	90%	2	1回につき
A7	1917					80%	2	
A7	1918					70%	2	
A7	1211	若年性認知症受入加算	若年性認知症利用者受入加算 240単位		J	90%	240	1月につき 限
A7	1212					80%	240	
A7	1553					70%	240	
A7	1213	若年性認知症受入加算・処Ⅰ	介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	Jの所定単位数の 59/1000加算	90%	14	1月につき
A7	1214					80%	14	
A7	1554					70%	14	
A7	1215	若年性認知症受入加算・処Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	Jの所定単位数の 43/1000加算	90%	10	1月につき
A7	1216					80%	10	
A7	1555					70%	10	
A7	1217	若年性認知症受入加算・処Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	Jの所定単位数の 23/1000加算	90%	6	1月につき
A7	1218					80%	6	
A7	1556					70%	6	

サービスコード 種類	項目	サービス内容略称	算定項目			給付率	合成単位数	算定単位	
A7	1749	若年性認知症受入加算・特処Ⅰ	介護職員特定処遇改善加算	(1)介護職員特定処遇改善加算(Ⅰ)	Jの所定単位数の 12/1000加算	90%	3	1月につき	
A7	1750					80%	3		
A7	1751					70%	3		
A7	1752	若年性認知症受入加算・特処Ⅱ		(2)介護職員特定処遇改善加算(Ⅱ)	Jの所定単位数の 10/1000加算	90%	2	1月につき	
A7	1753					80%	2		
A7	1754					70%	2		
A7	1919	若年性認知症受入加算・ベア	介護職員等ベースアップ等支援加算		Jの所定単位数の 11/1000加算	90%	3	1月につき	
A7	1920					80%	3		
A7	1921					70%	3		
A7	1231	生活機能向上グループ活動加算	生活機能向上グループ活動加算 100単位		K	90%	100	1月につき	限
A7	1232					80%	100		
A7	1559					70%	100		
A7	1233	生活機能向上グループ活動加算・処Ⅰ	介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	Kの所定単位数の 59/1000加算	90%	6	1月につき	
A7	1234					80%	6		
A7	1560					70%	6		
A7	1235	生活機能向上グループ活動加算・処Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	Kの所定単位数の 43/1000加算	90%	4	1月につき	
A7	1236					80%	4		
A7	1561					70%	4		
A7	1237	生活機能向上グループ活動加算・処Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	Kの所定単位数の 23/1000加算	90%	2	1月につき	
A7	1238					80%	2		
A7	1562					70%	2		
A7	1755	生活機能向上グループ活動加算・特処Ⅰ	介護職員特定処遇改善加算	(1)介護職員特定処遇改善加算(Ⅰ)	Kの所定単位数の 12/1000加算	90%	1	1月につき	
A7	1756					80%	1		
A7	1757					70%	1		
A7	1758	生活機能向上グループ活動加算・特処Ⅱ		(2)介護職員特定処遇改善加算(Ⅱ)	Kの所定単位数の 10/1000加算	90%	1	1月につき	
A7	1759					80%	1		
A7	1760					70%	1		
A7	1922	生活機能向上グループ活動加算・ベア	介護職員等ベースアップ等支援加算		Kの所定単位数の 11/1000加算	90%	1	1月につき	
A7	1923					80%	1		
A7	1924					70%	1		
A7	1251	運動機能向上加算	運動機能向上加算 225単位		L	90%	225	1月につき	限
A7	1252					80%	225		
A7	1565					70%	225		
A7	1253	運動機能向上加算・処Ⅰ	介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	Lの所定単位数の 59/1000加算	90%	13	1月につき	
A7	1254					80%	13		
A7	1566					70%	13		
A7	1255	運動機能向上加算・処Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	Lの所定単位数の 43/1000加算	90%	10	1月につき	
A7	1256					80%	10		
A7	1567					70%	10		
A7	1257	運動機能向上加算・処Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	Lの所定単位数の 23/1000加算	90%	5	1月につき	
A7	1258					80%	5		
A7	1568					70%	5		
A7	1761	運動機能向上加算・特処Ⅰ	介護職員特定処遇改善加算	(1)介護職員特定処遇改善加算(Ⅰ)	Lの所定単位数の 12/1000加算	90%	3	1月につき	
A7	1762					80%	3		
A7	1763					70%	3		
A7	1764	運動機能向上加算・特処Ⅱ		(2)介護職員特定処遇改善加算(Ⅱ)	Lの所定単位数の 10/1000加算	90%	2	1月につき	
A7	1765					80%	2		
A7	1766					70%	2		
A7	1925	運動機能向上加算・ベア	介護職員等ベースアップ等支援加算		Lの所定単位数の 11/1000加算	90%	2	1月につき	
A7	1926					80%	2		
A7	1927					70%	2		

サービスコード 種類	項目	サービス内容略称	算定項目			給付率	合成単位数	算定単位
A7	1291	口腔機能向上加算	口腔機能向上加算 150単位		N	90%	150	1月につき
A7	1292					80%	150	
A7	1577					70%	150	
A7	1293	口腔機能向上加算・処Ⅰ	介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	Nの所定単位数の 59/1000加算	90%	9	1月につき
A7	1294					80%	9	
A7	1578					70%	9	
A7	1295	口腔機能向上加算・処Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	Nの所定単位数の 43/1000加算	90%	6	1月につき
A7	1296					80%	6	
A7	1579					70%	6	
A7	1297	口腔機能向上加算・処Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	Nの所定単位数の 23/1000加算	90%	3	1月につき
A7	1298					80%	3	
A7	1580					70%	3	
A7	1773	口腔機能向上加算・特処Ⅰ	介護職員特定処遇改善加算	(1)介護職員特定処遇改善加算(Ⅰ)	Nの所定単位数の 12/1000加算	90%	2	1月につき
A7	1774					80%	2	
A7	1775					70%	2	
A7	1776	口腔機能向上加算・特処Ⅱ		(2)介護職員特定処遇改善加算(Ⅱ)	Nの所定単位数の 10/1000加算	90%	2	1月につき
A7	1777					80%	2	
A7	1778					70%	2	
A7	1928	口腔機能向上加算・ベア	介護職員等ベースアップ等支援加算		Nの所定単位数の 11/1000加算	90%	2	1月につき
A7	1929					80%	2	
A7	1930					70%	2	
A7	1850	サービス提供体制強化加算Ⅰ(1)	サービス提供体制強化加算 Ⅰ 88単位	事業対象者、要支援1	W	90%	88	1月につき
A7	1851					80%	88	
A7	1852					70%	88	
A7	1853	サービス提供体制強化加算Ⅰ(1)・処Ⅰ	介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	Wの所定単位数の 59/1000加算	90%	5	1月につき
A7	1854					80%	5	
A7	1855					70%	5	
A7	1856	サービス提供体制強化加算Ⅰ(1)・処Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	Wの所定単位数の 43/1000加算	90%	4	1月につき
A7	1857					80%	4	
A7	1858					70%	4	
A7	1859	サービス提供体制強化加算Ⅰ(1)・処Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	Wの所定単位数の 23/1000加算	90%	2	1月につき
A7	1860					80%	2	
A7	1861					70%	2	
A7	1862	サービス提供体制強化加算Ⅰ(1)・特処Ⅰ	介護職員特定処遇改善加算	(1)介護職員特定処遇改善加算(Ⅰ)	Wの所定単位数の 12/1000加算	90%	1	1月につき
A7	1863					80%	1	
A7	1864					70%	1	
A7	1865	サービス提供体制強化加算Ⅰ(1)・特処Ⅱ		(2)介護職員特定処遇改善加算(Ⅱ)	Wの所定単位数の 10/1000加算	90%	1	1月につき
A7	1866					80%	1	
A7	1867					70%	1	
A7	1931	サービス提供体制強化加算Ⅰ(1)・ベア	介護職員等ベースアップ等支援加算		Wの所定単位数の 11/1000加算	90%	1	1月につき
A7	1932					80%	1	
A7	1933					70%	1	

限

サービスコード 種類	項目	サービス内容略称	算定項目			給付率	合成単位数	算定単位
A7	1868	サービス提供体制強化加算Ⅰ(2)	サービス提供体制強化加算Ⅰ 176単位	事業対象者、要支援2	X	90%	176	1月につき
A7	1869					80%	176	
A7	1870					70%	176	
A7	1871	サービス提供体制強化加算Ⅰ(2)・処Ⅰ	介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	Xの所定単位数の 59/1000加算	90%	10	1月につき
A7	1872					80%	10	
A7	1873					70%	10	
A7	1874	サービス提供体制強化加算Ⅰ(2)・処Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	Xの所定単位数の 43/1000加算	90%	8	1月につき
A7	1875					80%	8	
A7	1876					70%	8	
A7	1877	サービス提供体制強化加算Ⅰ(2)・処Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	Xの所定単位数の 23/1000加算	90%	4	1月につき
A7	1878					80%	4	
A7	1879					70%	4	
A7	1880	サービス提供体制強化加算Ⅰ(2)・特処Ⅰ	介護職員特定処遇改善加算	(1)介護職員特定処遇改善加算(Ⅰ)	Xの所定単位数の 12/1000加算	90%	2	1月につき
A7	1881					80%	2	
A7	1882					70%	2	
A7	1883	サービス提供体制強化加算Ⅰ(2)・特処Ⅱ		(2)介護職員特定処遇改善加算(Ⅱ)	Xの所定単位数の 10/1000加算	90%	2	1月につき
A7	1884					80%	2	
A7	1885					70%	2	
A7	1934	サービス提供体制強化加算Ⅰ(2)・ベア	介護職員等ベースアップ等支援加算		Xの所定単位数の 11/1000加算	90%	2	1月につき
A7	1935					80%	2	
A7	1936					70%	2	

A7 ミニデイサービス(基準緩和：見守り程度) コード表

小布施町
2023年7月改訂

（欄外の「限」は、支給限度額管理対象）

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目		給付率	合成単位数	算定単位	
A7	1001	ミニデイサービスⅠ（入浴あり）	ミニデイサービス 261単位	事業対象者・要支援1･2	90%	261	1回につき	限
A7	1002				80%	261		
A7	1501				70%	261		
A7	1006	ミニデイサービスⅠ（入浴あり）・同	ミニデイサービス /同一建物減算 86単位減算	事業対象者・要支援1･2	90%	175	1回につき	限
A7	1007				80%	175		
A7	1502				70%	175		
A7	1011	ミニデイサービスⅡ（入浴なし）	ミニデイサービス（入浴なし） 211単位	事業対象者・要支援1･2	90%	211	1回につき	限
A7	1012				80%	211		
A7	1503				70%	211		
A7	1016	ミニデイサービスⅡ（入浴なし）・同	ミニデイサービス（入浴なし） /同一建物減算 86単位減算	事業対象者・要支援1･2	90%	125	1回につき	限
A7	1017				80%	125		
A7	1504				70%	125		

AF 介護予防ケアマネジメント コード表

小布施町
2024年4月改訂

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成単位数	算定単位
種類	項目					
AF	1001	介護予防ケアマネジメントA	事業対象者、要支援1・2、要介護1・2・3・4・5	442単位	442	1月につき
AF	1031	介護予防ケアマネジメントA虐待未	高齢者虐待防止措置未実施減算	4単位減算	438	1月につき
AF	1032	介護予防ケアマネジメントA虐待・BCP未	高齢者虐待防止措置未実施及び業務継続計画未策定減算	8単位減算	434	1月につき
AF	1033	介護予防ケアマネジメントABCP未	業務継続計画未策定減	4単位減算	438	1月につき
AF	1002	介護予防ケアマネジメントA初回		300単位加算	300	1月につき
AF	1003	介護予防ケアマネジメントA委託連携加算		300単位加算	300	1月につき
AF	1021	介護予防ケアマネジメントC	事業対象者・要支援1・2	240単位	240	1月につき

※業務継続計画未策定減算については、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの間適用しません。